

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る対応について」

令和 3 年 4 月 2 5 日

公益財団法人安全衛生技術試験協会では、新型インフルエンザ等感染症等特別対策措置法第 32 条に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が、令和 3 年 4 月 2 5 日から 5 月 1 1 日を期限に、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県の 1 都 2 府 1 県を対象区域として発出されたことを踏まえ、令和 3 年 4 月 2 5 日から 5 月 1 1 日までの間に、安全衛生技術センター(全てのセンター)で実施する免許試験について、新型コロナウイルス感染症予防を理由に**事前に受験する安全衛生技術センターに欠席の連絡があった場合は、**受験日の変更又は受験料の返還を行います。

また、令和 3 年 5 月 1 1 日の期限を待たずに緊急事態宣言が全て解除された場合であっても、令和 3 年 5 月 1 1 日までの間に実施される免許試験については、上記取り扱いを継続します。

なお、緊急事態宣言が延長された場合には、別途お知らせいたします。

おって、発熱や咳^{せき}などの症状が見られる場合等の対応については、HP 上の「受験者の皆様へ【**重要なお知らせ**】新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための対応について」を受験前に必ずお読みください。